

# 証券外務員二種合格

合言葉de合格！法

## 第10編 証券市場の基礎知識

Success3

サクセスキューブ株式会社

## 外務員資格試験取得を応援するオリジナルの手づくりサブノートと問題集について

このオリジナルサブノートと問題集は、最近たくさんの方が馴染みのあるブログ記事・コメント風に（また、ビジネススクールの講義会話風に）作成したものです。（従来の参考書等とは異なるスタイルです。）

まずは外務員資格試験に合格していただくことを最大の使命として誕生しました。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、外務員一種試験を受験し最初不合格そして二回目の受験で合格となった個人的体験から出題傾向や試験問題パターンを分析した上で傾向と対策としてオリジナルサブノートと問題集をとりまとめたものです。

よって、「出題頻度が高い」と予想できるといった内容の記述であっても、それは一外務員種試験の不合格・合格体験から注意喚起の意味で記載するものであり、絶対に出題されると断定するものではありません。

あくまでも試験範囲の学習におかれまして一つの目安にいただければと思います。

金融商品取引法には

「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品取引等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とあります。

当然に金融商品取引業者等とその金融商品取引業者等に勤務する外務員は、金融商品取引法の目的のために重要な役割を果たす必要があり、投資家保護という観点のみならず、資本市場に対して相当な責任を負っていることとなります。

外務員資格取得を目指して試験にチャレンジする皆さんは、決して外務員試験合格がゴールではありません。

合格後も、いろんな制度の情報収集や新たに開発される商品についての知識向上、あるいは経済情勢の判断など、不断の努力がより一層求められることは間違いありません。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、二種外務員試験・一種外務員試験の受験生に対して、可能な限り短期間での合格を目指すためにポイントを絞り込んで、『合言葉』というキーワードとイメージを活用しながら、取り組んでいただくことを最大の狙いといたしております。

（なぜなら、受験生によっては仕事や人生の経験から馴染みのない難解な言葉・概念や、そこから用意される問題等の理解・記憶において皮膚感覚でその困難性を感じておられる方もいらっしゃるからです。）

つきましては、「外務員試験合格でよし」とすることなく、とりわけ実際の試験の時に間違ったと認識できる範囲の問題や自分なりに不十分だと認識できる分野・概念等々を合格後も追加の学習や不断の努力によって、より高い水準へと知識・スキルを高めていかれることをお勧めいたします。

当社といたしましては、一人でもたくさんの方が外務員資格試験に合格されることで仕事遂行面での貢献やさらなる人生の展開、あるいは就職活動や派遣登録等におかれましてより選択肢が増えることにつながればこれ以上の喜びはございません。

※ なお、オリジナルの手づくりサブノートと問題集は（実際の試験・出題傾向等に際しまして）日本証券業協会さまとは一切関係がございません。

※ あくまでも当社が独自の観点から出題傾向とポイントを分析した上で、記載内容を吟味して作成したものです。資格試験の学習及び試験本番に臨まれる時にはその旨十分にご了承ください。

いずれにしましてもこのオリジナルサブノートと問題集の記載内容につきましても全責任は当社にあります。万が一、記載内容そのものの誤謬や記載につきましても不備等が存在した場合の全責任も当社に帰属するものです。

## 【 目 次 】

I	証券市場について	3
	【 証券市場とは? 】	3
	【 直接金融と間接金融 】	4
	【 金融市場についてのまとめ 】	5
	【 流通市場での取引（取引所取引と店頭取引） 】	7
	【 グリーンシート市場 】	8
	【 P T S（私設取引システム） 】	10
II	いろいろな関係機関	11
	【 公的規制機関と自主規制機関 】	11
	【 その他の主要証券関係機関 】	12
III	金融商品取引業の基本	15
	【 銀行と証券会社と金融商品取引法と金融商品取引業 】	15
	【 金融商品取引業者 ⇒ 第一種と第二種 】	15
	【 登録と認可 】	17
	【 投資者保護と預金者保護 】	19
	【 証券外務員試験の出題パターン 】	20

# I 証券市場について

証券市場と金融市場、直接金融と間接金融、発行市場と流通市場  
 ……対比して理解しておけばOKです。

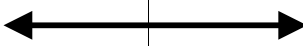
## 【 証券市場とは？ 】

魚市場（いちば）は、分かりますね。  
 実際に市場（いちば）が存在します。具体的に「市場がある」わけです。



では、証券市場（しじょう）といった場合には、どこに「具体的な市場（しじょう）」が存在するのでしょうか。……存在するものと、しないものがあります。

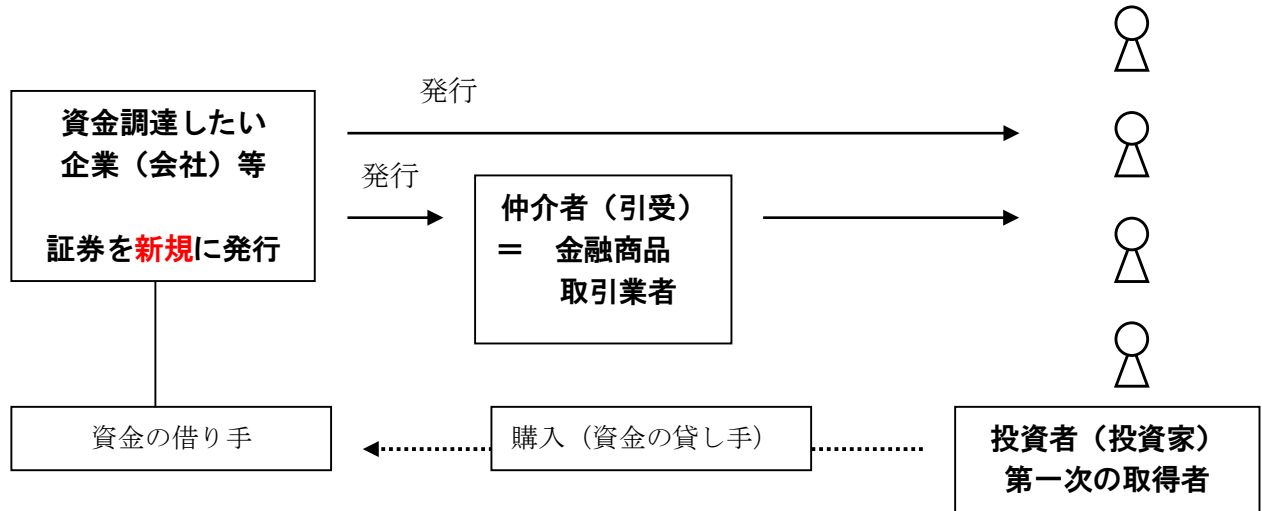
※ 実は、証券市場には、2つの市場があるのです。

発行市場	流通市場
証券が <b>新たに発行</b> される市場 (資金調達目的)  <b>第一次取得（される）</b>	<b>新規ではない×</b>  <b>既発行となった証券</b> が流通する市場  <b>第二次、第三次</b> の投資者へ 転々と流通する
※ <b>抽象的な市場</b>  (具体的な市場ではない!)	具体的な市場あり  (取引所での取引等)
発行者・投資者（投資家） または 発行者・仲介者・投資者（投資家）が 参加者となる（構成される）	第二次の投資者 第三次の投資者 …… 転々と流通する
※ 発行して終わり ではない!	流通だけで発行市場とは関係ないよ では、ない!
 <b>有機的に結びついている</b>	

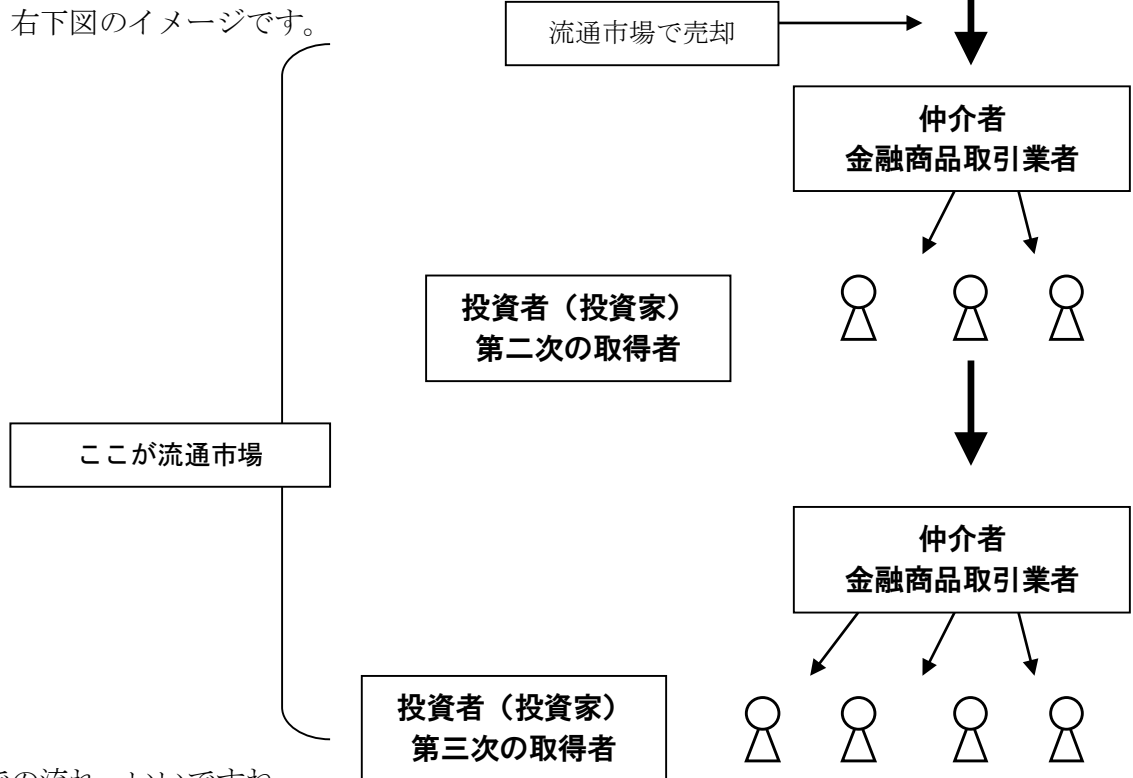
- ※ 発行市場と流通市場の関係、いいですね。  
お互いが有機的に結びついているのです。（密接な関係があるということです。）
- ※ 発行市場だけだと、最初に証券を買った人は、それを自由に換金できないことになります。  
それだと、投資者（投資家）は安心して投資することができませんね。

【 直接金融と間接金融 】

発行市場でのイメージは下図のような感じです。



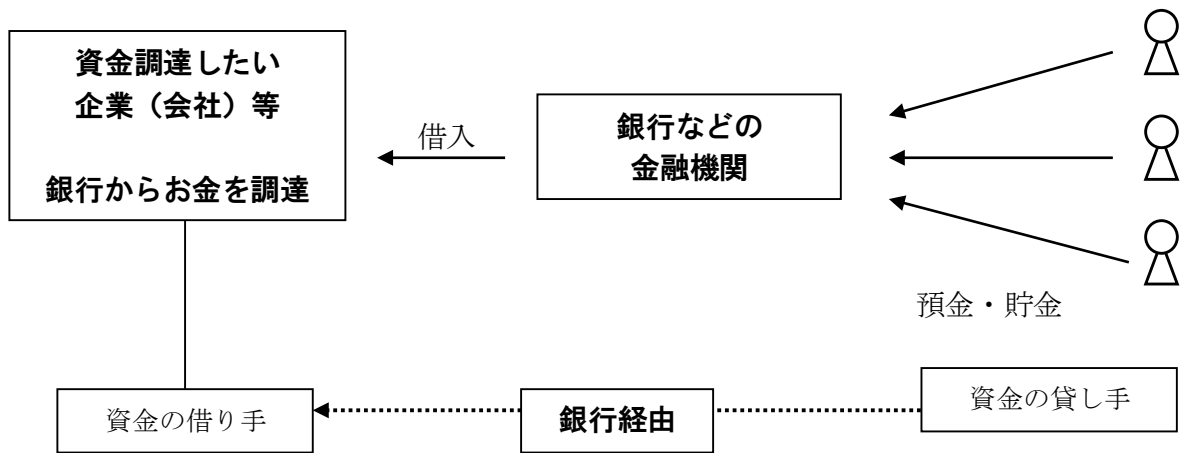
流通市場は、右下図のイメージです。



- ※ ここまでの流れ、いいですね。
- ※ こういった具合に、（間に銀行などの金融機関が介在することなく）投資者（投資家）から直接、資金を調達することを「 **直接金融** 」という。

では、間接金融とは？

はい、資金の借り手と貸し手の間に「銀行などの金融機関」が入る形を「**間接金融**」といいます。



理解できましたネ。  
もう一度、まとめてみます。

直接金融	間接金融
最終の投資者（投資家）から直接資金を調達する ＝ 証券市場を通じた資金の流れ	銀行などの金融機関を通じた資金の流れ
株式市場（株式発行で資金調達） 債券市場（公社債発行で資金調達）	

※ 直接、一般の投資者から資金を調達するため

- ・市場のルール、仕組み
- ・参加する側の資格、条件
- ・規制や監視する団体など

きっちりと決められているのです。

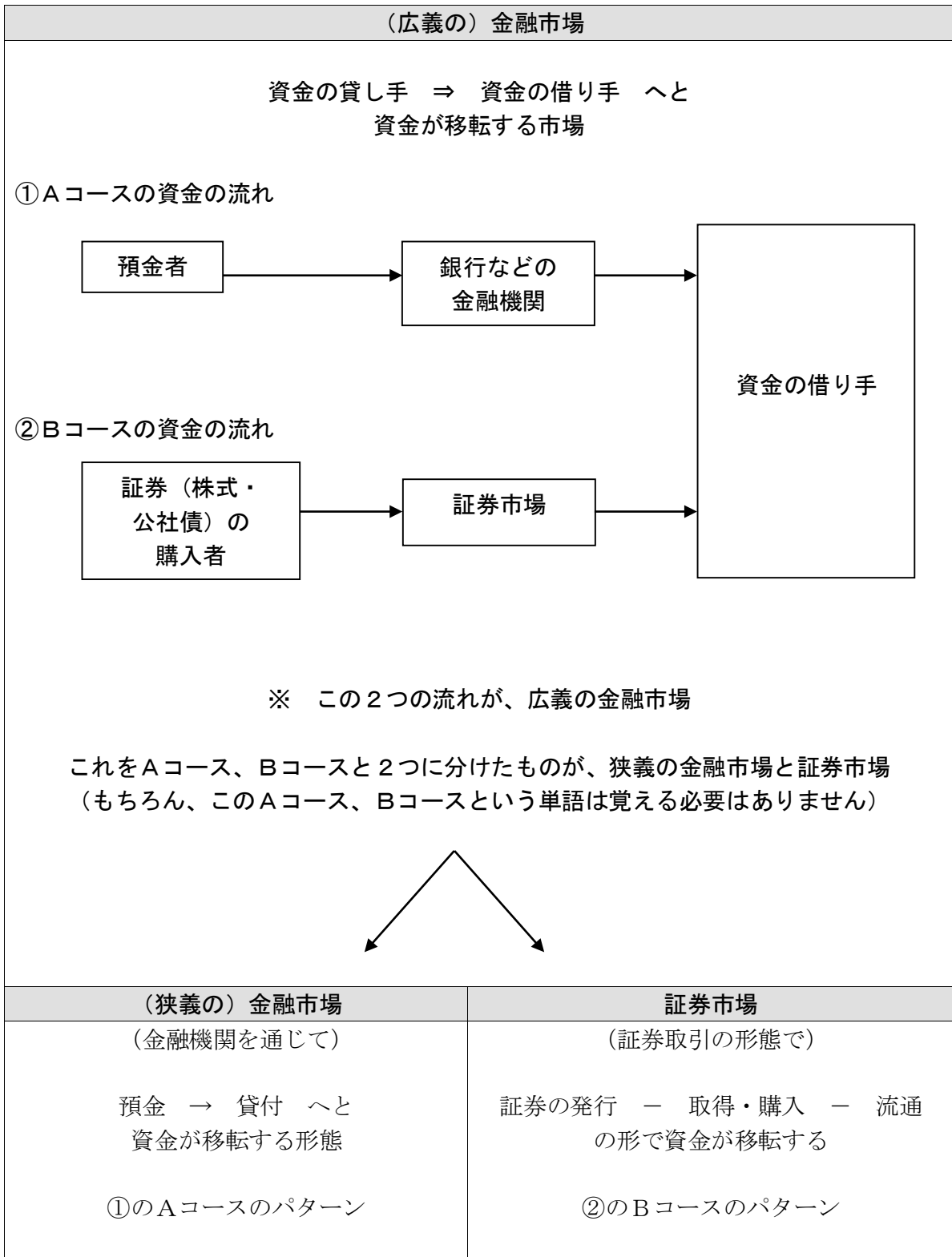
【 金融市場についてまとめ 】

金融市場と証券市場についてまとめてみます。

これまでの説明で何となく、いろんなお金の流れがあるなあ、というのは理解できていると思います。

イメージは、次のような感じです。

(試験に直接出題される可能性は低いと思いますが。)



なんとなく理解できた、というレベルでOKです。

## 【 流通市場での取引（取引所取引と店頭取引） 】

※ はい、復習です。

流通市場とは、**既に発行された（新規発行ではない×）**証券が売買される市場でしたネ。

この流通市場には、代表的なものとして2つの取引パターンがあります。  
比較してポイントを押さえてください。

取引所取引（金融商品取引所）	店頭取引
【資格要件（参加できるのは）】 一定の資格を備えた金融商品取引業者に限定される。	取引所以外での取引を店頭取引という。
【取引対象の証券は？】 ・ <b>一定の上場基準を満たすもの</b> だけ （基準を満たさない証券は、金融商品取引所以外で取引される）	・ 未上場の株式などが対象 ..... こっちですね。
【規則は？】  （各）金融商品 <b>取引所の定めた規則</b> によって取引される。	<b>日本証券業協会の定めた規則</b> によって取引される。

※ 取引所は、それぞれの取引所で定めた規則がある、ということです。  
この考え方、大丈夫ですね。（郷に入っては郷に従え、という感じです。）

逆に、店頭は「規則」をそれぞれのお店で作成するとなると大変ですから、  
日本証券業協会が定めたものを活用していると考えれば理解しやすいのでは？

※ 合言葉を使ってイメージしておきましょう。（覚え方）

（合言葉）

**店頭は**、お天道様（おてんとさま＝太陽のこと）が、**日証協**（日照が強い＝**日照強!**）

バッチリですね。

前掲の表で（右側・店頭取引）、未上場の株式について述べました。  
もし、ベンチャー企業などが（未上場の段階ですね）、市場から資金を調達したい場合などは、  
どうなるでしょうか。

できませんね。（これだと困ります。）



それで

- ・一定レベル以上の情報開示ができる銘柄で
- ・金融商品取引業者（証券会社）が気配（値段）の提示を行った上で、投資勧誘ができる銘柄の市場が創設されたのです。
- ・・・日本証券業協会（日証協）が管理・運営しています。（これを何というのでしょうか？）

それが、**グリーンシート市場（グリーンシート銘柄）**です。

### 【 グリーンシート市場 】

グリーンシート市場（グリーンシート銘柄）
・一定レベル以上の開示ができる銘柄で + ・金融商品取引業者が気配（値段）の提示等を行った上で（投資者に対して）投資勧誘ができる銘柄の市場
※ 管理・運営は、日本証券業協会

※ 残念ながら、詐欺目的だと思われるのですが、日本証券業協会からグリーンシート銘柄に指定されていない架空の銘柄を使って（パンフレット等を作成して）、勧誘しているような悪徳業者もいるようです。（あくまで参考までに、です。試験に出る話ではありません。）

※ 二種試験の範囲を超えてしまうかも知れませんが、ついでに「フェニックス銘柄」について覚えてしまいましょう。

「フェニックス」とは？

そうです。不死鳥ですね。火の鳥です。・・・ファイト～ッ！ 復活～ッ！するのです。

グリーンシート銘柄	フェニックス銘柄
非上場の銘柄のうち ↓ 顧客に対して投資勧誘ができるように 日本証券業協会が指定した銘柄	上場廃止銘柄のうち 復活～ッ！ですネ ↓ 日本証券業協会が指定した銘柄 (顧客に対して投資勧誘ができる銘柄)

それがグリーンシート銘柄	それがフェニックス銘柄
	<p>※ 上場廃止銘柄となれば、その銘柄を保有している投資家は換金の機会が著しく制限されることとなります。</p> <p>それを解消するためにできた制度。</p>

もう一つの特徴は、下表のとおりです。

グリーンシート銘柄	フェニックス銘柄
<p>日本証券業協会・・・国内の証券会社+登録金融機関が加盟</p> <p>証券会社は会員と呼ばれるが、すべての会員がグリーンシート銘柄の投資勧誘を行えるものではない。</p> <p>⇒ できる会員は「取扱会員（等）」と呼ばれる。</p> <p>※ 取扱会員等=取扱会員+準取扱会員</p>	
<p>取扱会員等のみが 投資勧誘できる</p>	<p>取扱会員等のみが 投資勧誘できる</p> <p>※ <b>ただし、例外あり！</b></p>
<p>※ 右側の赤色文字を除いて読むと 取扱会員等以外の会員は、・・・ ・・・ ・・・投資勧誘を行うことができない。</p>	<p><b>取扱会員等以外の会員は、顧客の計算によるフェニックス銘柄の<b>売付け</b>にかかるものを除き、投資勧誘を行うことができない。</b></p>
<p>※ <b>ただし、フェニックス銘柄の売付けにかかる勧誘だけは、できますよ、</b> ということですね。</p>	<p>フェニックス銘柄の売付けにかかる勧誘は 取扱会員でなくても、できる！</p>

強引ですけど、覚え方です。

(合言葉) 不死鳥 (フェニックス) は、売付けみんな、お誘い会員。

※ 売付けは、取扱会員以外でも可。・・・売るだけなら会員以外でもOK。  
お誘い（投資勧誘＝買う方・買付け）は、会員登録が必要だよん。・・・取扱会員のみ。

再度、復習しますね。

お客さんがフェニックス銘柄を「売りたい＝顧客の計算で」となったら、それを「勧誘する＝お手伝いする」のは、OKですよ、ということです。

フェニックス銘柄という（普通の銘柄と違う）モノを、「お客さん、これいかがですか？」と投資を＝買付けを勧誘するのは、ちゃんとした会員でないとダメですよ、誰でもかれでもはダメですよ、というのがこの決まりです。

2つの銘柄の違い、大丈夫ですね。  
では、次にいきます。

## 【 PTS（私設取引システム） 】

次は、PTSです。（Proprietary Trading System・・・この英語は覚えなくても良い）  
PTSとは、私設取引システムのことです。

普通の株取引	PTS（私設取引システム）
東京証券取引所等を介して 売買が行われる。  普通は、前場（9:00～11:30）と 後場（12:30～15:00）の取引時間中に 売買が行われる。	証券会社が独自につくったもの。  インターネットの時代になって 夜間取引などができるようになった。  コンピュータ技術の発展に感謝・感謝です。

一つだけ、確実に覚えておいて欲しいのか、PTSは、「認可」制だということです。

**PTSは、認可。**金融商品取引業は、登録。

詳しくは、あとで再度、勉強します。（覚え方も後述です）

※ PTS（私設取引システム）、もうこれでバッチリですね。

## Ⅱ いろいろな関係機関

公的規制機関と自主規制機関、そして、その他の主要な機関について理解してください。

### 【 公的規制機関と自主規制機関 】

金融商品取引業の世界においては、自分たちでルールを作ってそれをキッチリ守るようにしましょうよ、ということで自主規制機関というものが存在しています。

・・・金融商品取引法で権限が付与されているのです。

公的規制機関	自主規制機関
① 金融庁 ② 証券取引等監視委員会 (金融庁に属する)	① (各) 金融商品取引所 ② 日本証券業協会 ③ 投資信託協会

※ 金融庁の説明はいいですね。

証券取引等監視委員会は、インサイダー取引などのルール違反を監視する公的な機関です。  
日本版SECとも言われています。(SECについては後述)

※ ①金融商品取引所と②日本証券業協会については、後から詳しく学習することになります。  
【取引所定款・諸規則】と【協会定款・諸規則】です。

日本と比較して、アメリカの規制機関についても覚えておきましょう。  
試験に出ることがあります。

アメリカの公的規制機関 (行政機関)	アメリカの自主規制機関
SEC (証券取引委員会)  日本の金融庁や証券取引等監視委員会に 該当する。	① 国法金融商品取引所 ② FINRA (金融取引業規制機構)

※ (合言葉での覚え方)

(合言葉) せこい (SEC) 奴らは、神 (お上=公的機関) に代わって、お仕置きよッ!

※ 「代わって」ということで公的機関ではなくて (公的機関に代わって)、自主規制機関  
だったよね、と深読みしないでください。・・・深読みすると大変ですバイ。

こんな試験問題が出題されても大丈夫ですね。

「アメリカの自主規制機関は、国法金融商品取引所とSEC（証券取引委員会）である。」  
「○（マル）か、×（バツ）か？」

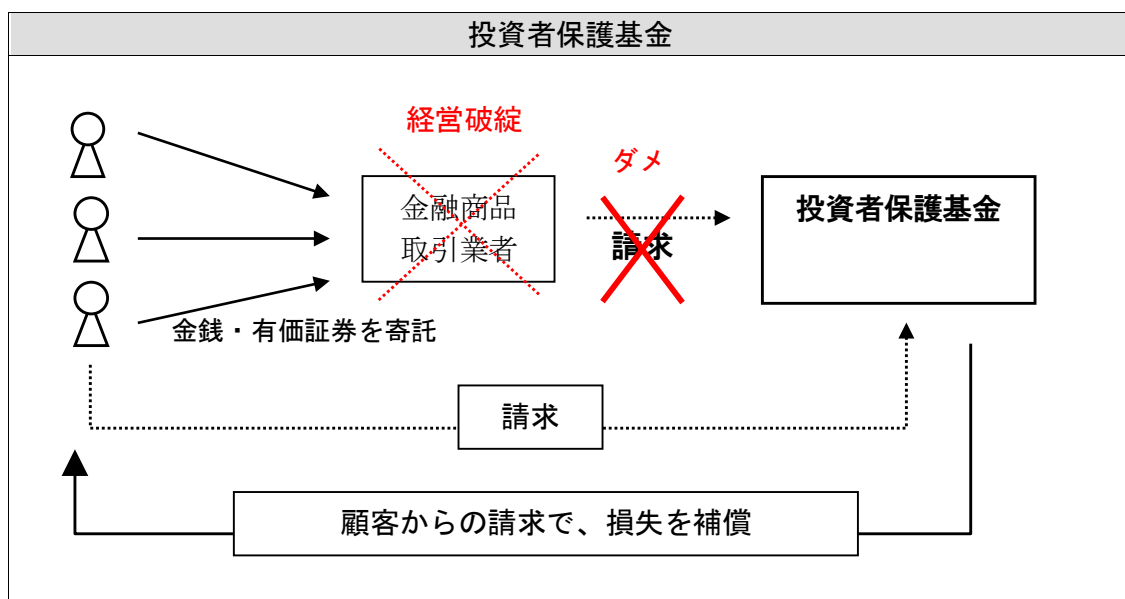
もちろん、×（バツ）ですね。

いずれにしても、証券取引等監視委員会は、公的規制機関として強い権限が付与されているということを理解しておいてください。

証券取引等監視委員会	強制捜査権 ・インサイダー取引 ・損失保証、損失補填 ・相場操縦 ・有価証券報告書の虚偽記載等
	定期検査・告発 ・証券会社、金融機関への定期検査 ・違反者の捜査当局への告発
	行政処分の勧告 ・内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣への行政処分の勧告

【 その他の主要証券関係機関 】

[ 投資者保護基金とは ]



※ ポイントは、顧客からの請求、ということです。  
経営破綻した業者（金融商品取引業者）からの請求ではありません。

### 投資者保護基金の補償の概要

- ・保証限度額  
顧客一人当たり **1,000万円**
  - ・目的  
投資者の救済＋市場機能の維持
  - ・対象外あり？  
**機関投資家などのプロを除く顧客**
- ※ 当たり前ですね。  
自己責任が原則ですから、経営破綻を見抜けなかった（プロである）  
あなたが悪い、ということですからプロは除かれるわけです。
- ・対象となる資産
    - ① 先物取引の証拠金、信用取引の保証金などの預託を受けた金銭・代用有価証券
    - ② 預託を受けた金銭・有価証券
    - ③ 付随業務等により寄託を受けている金銭・有価証券

ここまで大丈夫ですか。  
次は、証券保管振替機構です。

[ 証券保管振替機構 ]

### 証券保管振替機構

- ・証券の振替決済を行う機関
- ・（有価証券の売買取引等において）決済に伴う証券の受渡しをする時に授受することなく、この証券保管振替機構に設けた口座間の振替によって決済するという証券保管振替制度の中核となっている機関。

「ほふり」という単語を耳にしたことありませんか？  
この証券保管振替機構の略称が「ほふり」です。

さあ、次はこの章のラストです。  
証券金融会社です。

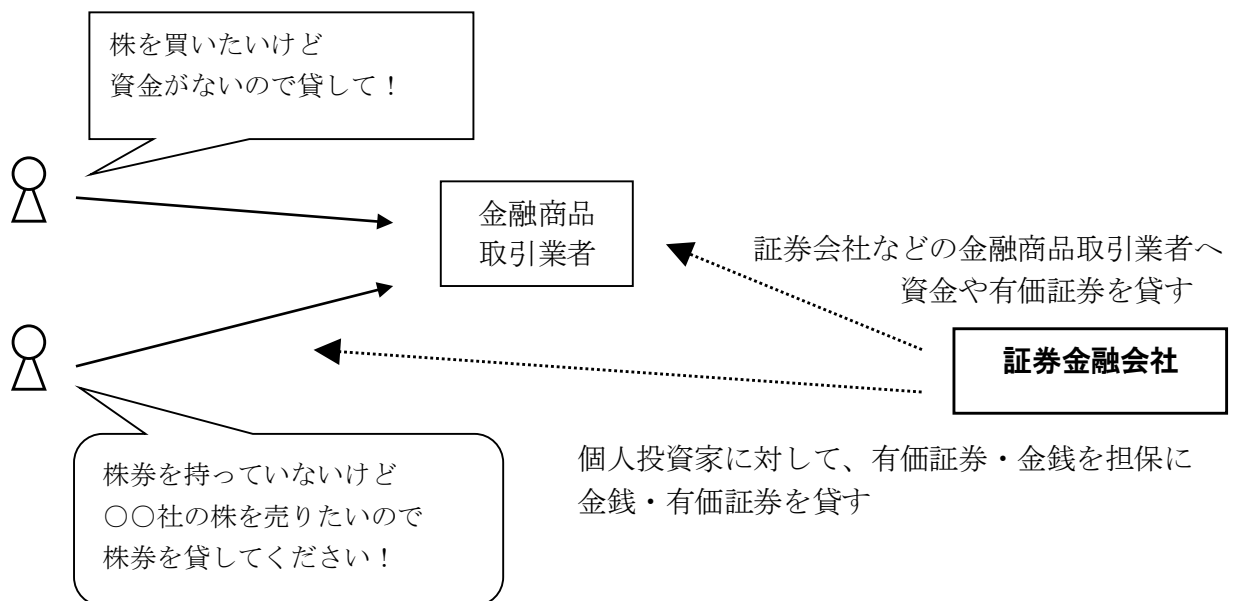
[ 証券金融会社 ]

ズバリ、金融商品取引業者や個人投資家に対して、（信用取引の決済に必要な）金銭や有価証券を貸し付ける証券金融の専門会社です。

もちろん金商法に基づいているものです。

証券金融会社
・資本金 1 億円以上 ・内閣総理大臣の免許を受けた株式会社

- ※ 信用取引については証券外務員一種試験で勉強しますが、簡単に説明すると下図のようなものです。
- ※ 株式を購入するための資金がなくても（資金を借りてきて）、株券を購入する、また売るための株券がなくても（株券を借りてきて）、売ることができるのが信用取引です。（便利な制度ですね）



いや～便利な仕組み（世の中）になっているのですねえ。

## Ⅲ 金融商品取引業の基本

一番のもとになるのが金商法＝金融商品取引法です。この法律によって決められているいろいろな概念についてきっちりと押さえておくことが大事です。

### 【 銀行と証券会社と金融商品取引法と金融商品取引業 】

まずは大まかで結構ですので、概念をイメージで押さえてください。

※ 金融商品取引法＝金商法と表記する場合があります（ご了承ください）。

※ 金融機関って？ 分かりますね。

銀行でしょう？ 信用金庫、信用組合、農協、郵便局、〇〇公庫・・・  
他には？

証券会社、それに保険会社などなどです。ハイ、バッチリですね。

では、金融商品取引業者とは？

ズバリ、金商法による（内閣総理大臣の）登録を受けた者、です。

ならば、金融商品取引業とは？（業者ではなく、業ですよ）  
もちろん、金融商品取引業者が行う業務、のことです。

ここでは、金融商品取引業者とは、（昔の）証券会社だと認識しておいてください。

えっ？ じゃあ銀行は、どうなの？ という質問が出ると思います。

銀行は、金商法による登録を受けることで「登録金融機関」として一定の範囲内で金融商品取引業を、業として行うことができます。  
メデタシ、メデタシ、です。

### 【 金融商品取引業者 ⇒ 第一種と第二種 】

実は、この金融商品取引業者には、二つのタイプ（種類）があります。  
もちろん、二種よりも一種が上の概念になります。

※ 証券外務員二種よりも一種の方が難しいのと一緒にすネ。  
（野球などのスポーツと一緒にすね。二軍よりも一軍、というイメージです。）



**第一種金融商品取引業者**とは、（昔の）証券会社と理解しておいてください。

（詳しくは後述する機会がありますので、そこで覚えても大丈夫です。）

（昔は）証券会社が行う業務・・・証券業

証券取引法 ⇒ 金融商品取引法へと変身〜ッ！

（今は）証券会社が行う業務・・・金融商品取引業 と定義されることになる。

さあ、ここまでOKですか。

あと少しだけ頑張ってください。

第一種金融商品取引業者	第二種金融商品取引業者
共に、 <b>内閣総理大臣</b> の <b>登録</b> が必要となる。	
<b>株式会社</b> でなければならない。	あなたでも、登録さえすれば大丈夫。 （第二種金融商品取引業者になれる！）  つまり、「ファンド」をつくること ができるのです。バンザ〜イ！

なんか、ワクワクしてきませんか？

では、次に進みましょう。

登録、認可・・・についてです。

## 【 登録と認可 】

まずは申請してからの登録・認可についてきっちりと区別をつけておきましょう。

ですが、その前に「許可・認可・免許・届出・登録」の区別が理解できますか？

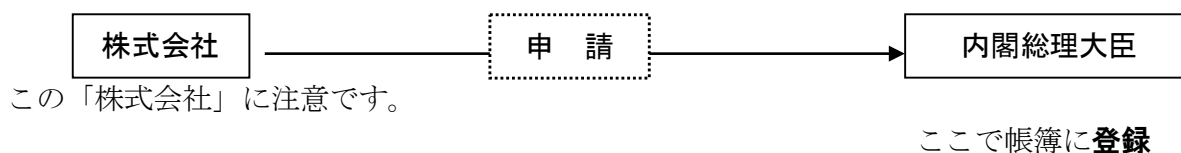
ああ～、行政の用語って・・・（笑）

許可	認可	免許	届出	登録
もともと禁止。 特定の場合に解除 OKにする。	第三者の行為に対して、行政が法的効力を与える。	もともと禁止。特定の場合、特定の資格の人に解除。	届出書類の提出だけで、誰でも自由にできる。	拒否理由に該当しない限り（法的要件完備で）OK。
飲食業などの開業 （勝手にはできない。それをOKにする）  個人タクシー・ 運送業など	公共料金の値上げ （自由に上げてもいい。それに法的効力を付与する）  社会福祉法人・ 学校法人など	≒許可  運転免許 酒類販売の免許 宅建の免許 医師免許など	通知するだけ、到達で効力発生。  クリーニング屋の開業など。	帳簿に記載されるだけで効力発生。  <b>金融商品取引業者</b> もこれです。 あなたも第二種に登録しますか？ （笑）

※ ハイ、登録と認可について、です。

まずは、**第一種**の方で説明します。

**第一種金融商品取引業者**としての業を行うための申請です。



では、認可は？ 何に関係してくるの？

下の表をご覧ください、お代官様、です。

金融商品取引業者	PTS（私設取引システム）
<b>登録</b>	<b>認可</b>
金融商品取引業	PTS（私設取引システム業務）
登録制	認可制

上の表の下半分は「ふ～ん」という感じで結構です。

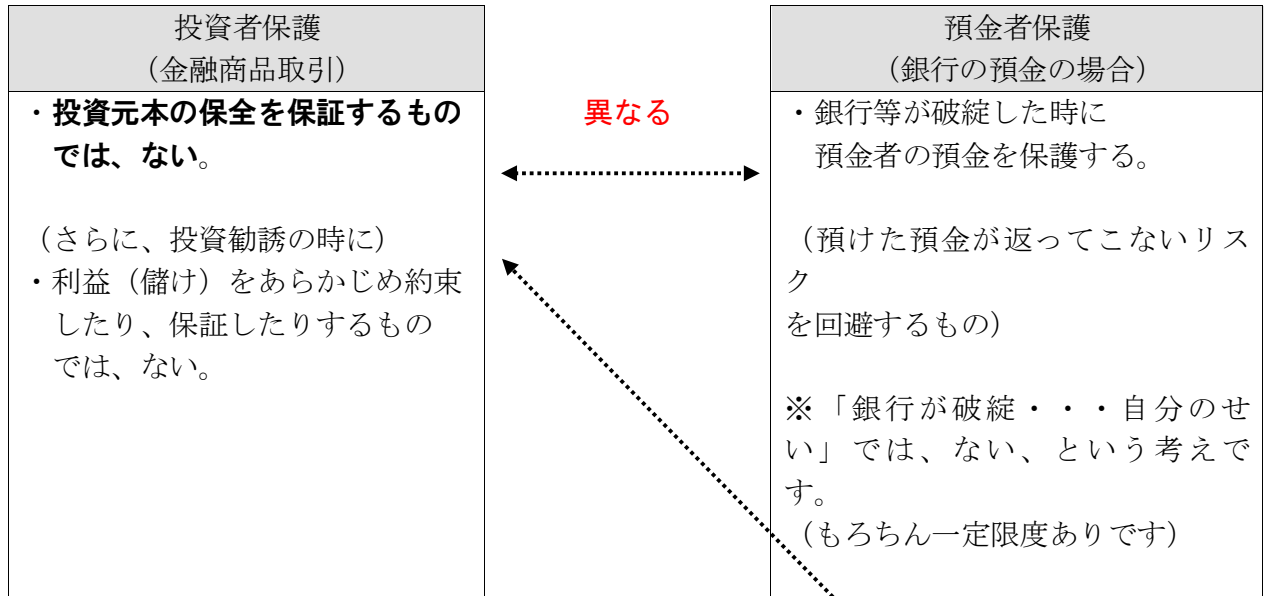
※ 登録制とは・・・（法定要件を備えた者が）金融商品取引業者の登録申請をしたら、拒否理由に該当しない限りは、登録を受けることができます。

※ 合言葉（覚え方）

（合言葉） 業者**登録**、PT（ピーティアー）ニンニン（認・認）！

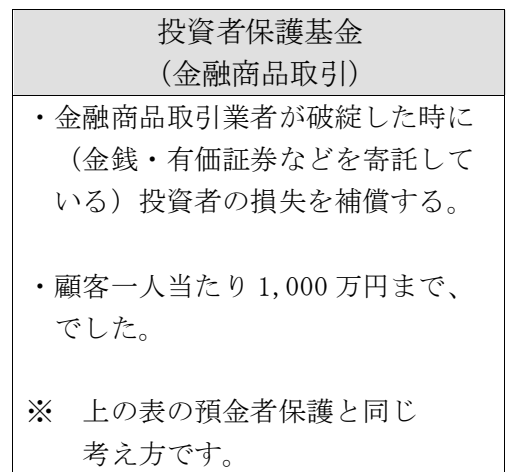
【 投資者保護と預金者保護 】

まずは、金融商品取引の場合は、**自己責任原則**だ、ということをきちんと理解してください。良く耳にする銀行預金などの場合の預金者保護とは違うのです。



※ あくまでも、自己責任なんです。

※ (注意) ただし、投資者保護基金という組織がありました。ここの役割と混同しないようにしてくださいネ。



それと、もう一つ覚えておきたいことは、投資者保護基金への請求手続きと、機関投資家が請求できるかどうか、でした。

もう一度、復習しておいてください。

顧客が請求 (破綻した業者ではない)

できない

## 証券外務員試験の出題パターン

最後に、証券外務員試験の出題パターンを確認しておきましょう。

以下の3つのパターンしかありません。

ただ、証券外務員二種と一種では、選択肢が3つであったり、5つになったりするだけです。  
(その分だけ、一種試験の方が難易度が高いと言えますけど)

パターン【1】	パターン【2】	パターン【3】
<p>富士山は、日本でいちばん高い山である。</p> <p style="text-align: center;">○か×か？</p>	<p>イ. 富士山は、日本でいちばん高い山である。</p> <p>ロ. 東京タワーは、日本でいちばん高い電波塔である</p> <p>ハ. 琵琶湖は、日本で二番めに広い湖である。</p> <p>1. イロハすべて正しい。</p> <p>2. イが正しく、ロハは間違い。</p> <p>3. イロハすべて間違い。</p>	<p>求人数・・・5人 求職数・・・10人の時</p> <p>有効求人倍率は</p> <p>1. 0.5倍 2. 1.0倍 3. 2.0倍 である。</p>
<p>これがいちばん基本的な出題パターンです。</p> <p>これをいくつ、「確か、これは○だな」とか「あ、これは×だ」と反応できるかどうかの勝負になります。</p>	<p>パターン【2】も【1】の応用になります。</p> <p>実は、これって全部（イ～ハ）正しく答えられなくても、一つでも分かれば、1～3までの解答の選択肢が狭まりますので、正解となる確率はそれだけで上がることになりますよネ。</p>	<p>このパターンは、「有効求人倍率を求める式は、求人数÷求職者数である」を知ってさえいれば良いのです。</p>

ですから、どれだけ定例化された出題に対して「反応」できるかどうか、ということが大切です。

さあ、そのパターン化された出題と練習問題を、できるだけ短期間にこなしてください。  
それだけで合格ラインに到達することは十分に可能なのです。

どうぞ自信を持って学習を進めてください。  
ここまで、ありがとうございました。

以上で「証券市場の基礎知識」の分野を終わります。  
お疲れ様でした。

(完)

# 証券外務員二種合格

合言葉de合格！法

サクセスキューブは証券外務員一種・二種の試験合格を応援するサイトです。

**Success3**

サクセスキューブ株式会社

Copyright (c) <http://www.success3.jp> All Rights Reserved.

本文書は著作権法によって守られているものです。  
無断での転載・利用禁止。